

旭川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

旭川市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和7年3月21日

旭川市議会

議長 福 居 秀 雄 様

提出者 議会運営委員会

委員長 中 野 ひろゆき

旭川市議会会議規則の一部を改正する規則

旭川市議会会議規則（昭和３８年旭川市議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第４８条第４項中「又は」を「（第６０条の２の規定により質問するときを除く。）又は」に、「ときは」を「とき（同条の規定により質問するときを除く。）は」に改める。

第６０条の次に次の１条を加える。

（質問の特例）

第６０条の２ 議場に現在しない議員について、次に掲げる場合に該当すると議長が認めるときは、当該議員は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、質問することができる。

(1) 大規模な災害等の発生等、感染症のまん延その他の議員個人の責に帰することができない事由により出席が困難である場合

(2) 第２条（欠席の届出）に規定する事由により出席が困難である場合

第７５条第１項中「出席委員」を「出席委員（旭川市議会委員会条例（昭和３８年旭川市条例第２０号）第１３条の２第３項の規定により、委員会に出席しているとみなされる委員を含む。）」に改める。

第１１５条第１項第３号中「氏名」を「氏名（第６０条の２の規定により質問した議員とそれ以外の議員とを分けて記載すること。）」に改める。

附 則

この規則は、令和７年６月１日から施行する。